

秋田県条例第七十二号

秋田県議会委員会条例の一部を改正する条例

秋田県議会委員会条例（昭和三十二年秋田県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の一条を加える。

（委員会の開催方法の特例）

第九条の二 委員長は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）その他重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害の発生若しくは育児、介護その他やむを得ない事由により、委員が委員会の開催場所へ参集することが困難であると認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した委員会を開催することができる。

- 2 前項の場合において、オンラインにより委員会に出席しようとする委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。
- 3 委員が前項の許可を得て委員会に出席したときは、当該委員は当該委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。
- 4 オンラインを活用した委員会の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。